

OKINAWA
Bridging Asia



沖縄国際物流ハブ活用推進事業 (海外展開支援事業)

県内事業者

のみなさまへ



アジアの中心に位置する地理的優位性



沖縄県
OKINAWA PREFECTURE



(公財) 沖縄県産業振興公社
Okinawa Industry Promotion Public Corporation



沖縄国際物流ハブ関連事業の展開イメージ

【第1ステージ】

- A) ANA 国際ハブ開始
- B) 国際物流拠点産業集積地域（国際物流特区）の創設
- C) ロジスティックセンター等インフラ整備

【第2ステージ】

- A) 航空路線・海運航路の拡充
- B) 国際物流特区の拡大
- C) 全国特産品の流通拠点化
- D) フォワーダーの物流拠点
- E) 那覇空港第二滑走路供用開始
- F) 国際航空貨物ハブの新モデル

【第3ステージ】

- A) 航空・海運企業の進出による NW の拡充
- B) E コマース・通販ストックセンター機能の強化
- C) 緊急パーツセンター機能の強化
- D) 世界的メーカーの物流拠点
- E) 流通・保管・展示・3PL等の拠点形成

沖縄国際物流ハブ活用推進事業

1. 県産品の海外展開支援

県産品の販路開拓（認知度向上、現地定番化促進等）、補助による商品開発、商品改良の推進

県産品販路拡大

2. 県内事業者の海外展開支援

県内事業者の海外販促活動や海外見本市、商談会等への出展補助、海外展開に向けた各種セミナー開催等

商流構築

3. 那覇空港からの輸出量増大促進

県外、海外において那覇空港活用の優位性を PR し、海上物流との連携、大交易会の開催支援等

県産品輸出促進

実施内容

各支援一覧（補助）

- ① 海外販路拡大支援
- ② 海外流通事業者招聘支援
- ③ 県産品ブランド構築支援
- ④ 商品改良支援

その他支援

海外展開に係る各種問合せ対応、各支援機関へのマッチング、セミナー開催等

申 請

各支援メニューの提出締切までに必要書類を提出
※ 7 ページ県産品ブランド構築支援については公募とする。



公社及び県にて審査
○目的・内容 ○今後の販路拡大の進展見込



県から交付決定通知（別記様式第 2 号）の送付
※受領後保管すること（5 年間）



申請内容の実施

報告・交付

各支援メニューの提出締切までに報告書を提出
※精算書類（領収書、請求書、納品書、海外送金依頼書等）も併せて提出



公社及び県にて審査
○各実施内容の確認 ○補助対象経費の精査



県から交付額の確定通知（別記様式第 10 号）の送付
※受領後保管すること（5 年間）



精算払請求書（別記様式第 11 号）の作成・提出



補助金交付

令和7年度 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金 (海外販路拡大支援)



沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品等の海外販路拡大を図るため、県産品等の販売促進又は輸出拡大を目的とし、アジア地域等海外での商談会、展示会等の参加にかかる渡航費や出展費等の一部を補助します。

対象者

県内生産者、県内輸出事業者、海外流通事業者および県内支援機関等
※ただし、渡航費を活用する場合、対象は県内生産者、県内輸出事業者に限る

対象地域

香港（マカオ）／中国／台湾／韓国／タイ／シンガポール／マレーシア
その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域
※ただし、その他地域の海外流通事業者は申請対象者とならない

実施期間

下記の時期に実施が可能な活動とする。
2025年4月1日～2026年1月31日（報告書最終提出日:2026年2月16日）
※やむを得ない理由で実施期間を超える場合、申請前に事務局と相談すること。
※ただし、渡航費のみ活用の場合は、下記の日程とする。
2025年4月1日～2026年2月28日（報告書最終提出日：2026年3月5日）
※期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。

支援内容・条件

県産品の販路拡大を目的とした海外での商談会の参加や展示会への出展にかかる以下の経費について、定額または 1/2 以内の額を上限の範囲内で補助する。

補助率

渡航費 定額

渡航費以外
1/2 以内

補助上限額

120 万円

補助対象経費

① 渡航費（航空運賃、海外での宿泊費）

② 出展費（場所代、会場設営費、装飾費、什器のリース料）

③ 広告宣伝費（ポスター・パンフ・チラシ・リーフレット制作費、テレビ・ラジオ等放送メディアやバナー広告・新聞等紙媒体掲載料、店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ制作費、ソーシャルネットワーキングサービスを活用したオンライン広告費）

④ 人件費（商談会、見本市等への出展に係る通訳および販売促進員）

⑤ その他知事が必要と認める経費（渡航費のうちやむを得ない事情で必要となる、または経済的に合理性が認められる費用、調理を行う者、パフォーマー、著名人等の派遣費用）

渡航費の補助対象人数および期間

人 数	期 間
3 人以内 / 社・回	宿泊補助 7 泊以内

※補助額は 1 回の申請につき 120 万円を上限とする。

※申請回数は当該年度内に 1 社あたり年間 3 回まで（その他地域は 1 回まで）とする。

※渡航費については、別表 1 に定める額を補助上限額とする。

ただし、それぞれの費用にかかる実費が単価を下回る場合、実費を上限とする。

※補助対象となる宿泊は、商談や見本市等に参加し活動を行った日とする。

※広告宣伝費のうち、ソーシャルネットワーキングサービスを活用したオンライン広告費は 400,000 円（税抜）の 1/2 を補助上限とする。

※人件費は各地域の相場に基づき、別表 2 の額を補助上限額とする（その他地域は補助対象外）。

※国際観光旅客税、交付決定前に支払いを行った経費は補助対象外とする。

補助対象外となる経費の例

・エコノミークラス以外の航空運賃や、移動にかかる費用

・物品等の輸送費

・販促活動を実施するために行う、メディア等の招聘費用

・汎用性があり、当該イベント以外での使用が想定される装飾や印刷物にかかる費用

・自社社員の人件費

・他の事業と明確な区分が困難な経費

令和 7 年度
沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(海外販路拡大支援)



支援内容・条件

■別表 1：航空運賃（往復分）および宿泊費単価

国名	航空運賃単価	宿泊費単価（1泊）
香港（マカオ）	42,000 円	6,000 円
中国	32,000 円	3,000 円
台湾	25,000 円	5,000 円
韓国	31,000 円	6,000 円
タイ	39,000 円	6,000 円
シンガポール	54,000 円	8,000 円
マレーシア	95,000 円	6,000 円
その他 B	37,000 円	3,000 円
その他 C	130,000 円	9,000 円

※地域区分 その他 B 地域…上記対象地域以外のアジア地域
その他 C 地域…アジア地域以外

■別表 2：人件費 ※下記金額は日当 / 人とする。

		香港 (HKD)	中国 (CNY)	台湾 (TWD)	韓国 (KRW)	タイ (THB)	シンガポール (SGD)	マレーシア (MYR)
販売促進費	補助対象上限額	560	410	1,800	15 万	2,000	120	120
	補助上限額(1/2)	280	205	900	7 万 5 千	1,000	60	60
通訳	補助対象上限額	1,200	600	3,000	20 万	8,000	700	800
	補助上限額(1/2)	600	300	1,500	10 万	4,000	350	400

※上記金額は、日給（8時間労働計算）とする。

申請書提出期限

渡航日や広告・イベント開始日から起算して **30日前(土日・祝日含む)** までに、必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。

報告書提出期限

帰国日、広告・イベント完了日から起算して **30日以内(土日・祝日含む)または2月16日のいずれか早い日** に、必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。
ただし渡航費のみ活用の場合は、**報告書類最終提出日を 2026 年 3 月 5 日**とする。

注 意 事 項

申請を行う際はあらかじめ公社まで電話またはメールにて事前相談を行うこと。
※申請方法等の詳細については、沖縄県産業振興公社 HP をご参照ください。
<https://okinawa-ric.jp/news/entry/post-121-1-1.html>

問い合わせ先

(公財) 沖縄県産業振興公社 担当者：登川・陳・渡嘉敷・中本・屋嘉
TEL：098-859-6238 FAX：098-859-6233 ※対応時間（平日 9:00 ～ 17:00）
〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1（沖縄産業支援センター 4F）
E-mail：okinawahub@okinawa-ric.or.jp

令和7年度 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金 (海外流通事業者招聘支援)



沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品等の海外販路拡大を図るため、アジア地域等から主に商談を目的として行う海外流通事業者の沖縄への招聘にかかる費用の一部を補助します。

対 象 者	県内生産者、県内輸出事業者および県内支援機関等																										
対 象 地 域	香港（マカオ）／中国／台湾／韓国／タイ／シンガポール／マレーシア その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域																										
実 施 期 間	下記の時期に実施が可能な対象者とする。 2025年4月1日～2026年2月28日（報告書最終提出日：2026年3月5日） ※期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。																										
支援内容・条件	主に商談を目的として行う海外流通事業者の沖縄への招聘にかかる以下の経費について、定額または 1/2 以内の額を上限の範囲内で補助する。																										
補助率	補 助 対 象 経 費	①航空運賃（エコノミー）、②沖縄県内での宿泊料（4,900 円 / 泊を上限）、 ③その他知事が必要と認める経費（現地販売促進員の旅費、メディア関係者 1 名分の旅費）																									
航空運賃 定額																											
宿泊費 1/2 以内																											
	■招聘費用の補助対象人数および期間 <table border="1"> <tr> <th>人 数</th> <th>期 間</th> </tr> <tr> <td>3 人以内 / 社・回</td> <td>宿泊補助 3 泊以内</td> </tr> </table>			人 数	期 間	3 人以内 / 社・回	宿泊補助 3 泊以内																				
人 数	期 間																										
3 人以内 / 社・回	宿泊補助 3 泊以内																										
	※ 1 招聘につき																										
	※申請者は、当該年度内に同一人物を 2 回以上招聘することができない。 なお、同一人物を 2 回目に招聘する際、期間中に県内事業者 5 者以上と商談を行うこと。 ※その他地域からの招聘回数は当該年度内に 1 社あたり 1 回までとする。 ※その他地域の同一人物の招聘回数は、当該年度内に 2 回までとする。 ※渡航費については、別表に定める額を補助上限とする。ただし、実費が単価を下回る場合は、実費を上限とする。 ※国際観光旅客税、交付決定前に支払いを行った経費は補助対象外とする。 ■別表：航空運賃（往復分） <table border="1"> <tr> <th>国名</th> <th>運賃単価</th> <th>国名</th> <th>運賃単価</th> </tr> <tr> <td>香港（マカオ）</td> <td>42,000 円</td> <td>シンガポール</td> <td>54,000 円</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>32,000 円</td> <td>マレーシア</td> <td>95,000 円</td> </tr> <tr> <td>台湾</td> <td>25,000 円</td> <td>その他 B</td> <td>37,000 円</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>31,000 円</td> <td>その他 C</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>タイ</td> <td>39,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			国名	運賃単価	国名	運賃単価	香港（マカオ）	42,000 円	シンガポール	54,000 円	中国	32,000 円	マレーシア	95,000 円	台湾	25,000 円	その他 B	37,000 円	韓国	31,000 円	その他 C	130,000 円	タイ	39,000 円		
国名	運賃単価	国名	運賃単価																								
香港（マカオ）	42,000 円	シンガポール	54,000 円																								
中国	32,000 円	マレーシア	95,000 円																								
台湾	25,000 円	その他 B	37,000 円																								
韓国	31,000 円	その他 C	130,000 円																								
タイ	39,000 円																										
	※地域区分：その他 B 地域…上記対象地域以外のアジア地域 その他 C 地域…アジア地域以外																										
申請書提出期限	招聘開始日から起算して 14日前（土日・祝日含む） までに、必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。																										
報告書提出期限	招聘完了日から起算して 14日以内（土日・祝日含む）または3月5日のいずれか早い日 に、必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。																										
注 意 事 項	申請を行う際はあらかじめ公社まで電話またはメールにて事前相談を行うこと。 ※申請方法等の詳細については、沖縄県産業振興公社 HP をご参照ください。 https://okinawa-ric.jp/news/entry/post-120-1-1.html																										
問い合わせ先	（公財）沖縄県産業振興公社 担当者：登川・陳・渡嘉敷・中本・屋嘉 TEL：098-859-6238 FAX：098-859-6233 ※対応時間（平日 9:00 ～ 17:00） 〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1（沖縄産業支援センター 4F） E-mail：okinawahub@okinawa-ric.or.jp																										

令和7年度
沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(商品改良支援)



沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品の海外販路拡大を図るため、自社既存商品の規格、パッケージ等の変更等の商品改良が必要になった場合、その改良にかかる費用の一部を補助します。

対 象 者	県内生産者、県内輸出事業者		
対 象 商 品	香港（マカオ）／中国／台湾／韓国／タイ／シンガポール／マレーシア その他沖縄の物流機能を活用した地域に輸出する県産品		
実 施 期 間	下記の期間に商品改良を開始し、改良費用の支払まで完了すること。 2025年4月1日～2026年2月28日(報告書最終提出日:2026年3月5日) ※期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。		
支援内容・条件	自社既存商品の規格、パッケージ等の変更等の商品改良に対して、以下の経費の1/2以内を上限の範囲内で補助する。		
補助率	補助率は 1回の申請につき25万円 を上限とする。		
1/2 以内			
補助上限額			
25 万円	<table border="1"> <tr> <td>対 象 経 費</td><td> ① 商品規格、パッケージの変更に係る試作品費用のうちデザイン及び版代、型枠代 ② 輸出先の食品表示基準等の規制に対応するための成分分析費用・検査費用 ③ その他、商品改良・試作品製造等に付随する費用 </td></tr> </table> ※ 試作品製造に係る資材費、交付決定前に支払いを行った経費は補助対象外とする	対 象 経 費	① 商品規格、パッケージの変更に係る試作品費用のうちデザイン及び版代、型枠代 ② 輸出先の食品表示基準等の規制に対応するための成分分析費用・検査費用 ③ その他、商品改良・試作品製造等に付随する費用
対 象 経 費	① 商品規格、パッケージの変更に係る試作品費用のうちデザイン及び版代、型枠代 ② 輸出先の食品表示基準等の規制に対応するための成分分析費用・検査費用 ③ その他、商品改良・試作品製造等に付随する費用		
申請書提出期限	商品改良のための見積取得日から起算して 30日以内(土日・祝日含む) に、必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。		
報告書提出期限	改良・検査等の検収又は費用支払日から起算して 30日以内(土日・祝日含む)または3月5日のいずれか早い日 に、必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。		
注 意 事 項	申請を行う際はあらかじめ公社まで電話またはメールにて事前相談を行うこと。 ※申請方法等の詳細については、沖縄県産業振興公社 HP をご参照ください。 https://okinawa-ric.jp/news/entry/post-123-1-1.html		
問い合わせ先	(公財) 沖縄県産業振興公社 担当者：登川・陳・渡嘉敷・中本・屋嘉 TEL：098-859-6238 FAX：098-859-6233 ※対応時間（平日 9:00～17:00） 〒901-0152 沖縄県那覇市小祿 1831 番地 1 （沖縄産業支援センター 4F） E-mail：okinawahub@okinawa-ric.or.jp		

令和 7 年度
沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(県産品ブランド構築支援)



沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品の海外販路拡大を図るための県産品の包括的な販促活動、ブランド構築への取り組みに対し、その費用の一部を補助します。

対 象 者	一定の輸出実績のある県内生産者、県内輸出事業者
対 象 地 域	募集要項で定める
実 施 期 間	交付決定日～ 2026 年 1 月 31 日（報告書最終提出日：2026 年 2 月 16 日） ※やむを得ない理由で実施期間を超える場合、申請前に事務局と相談すること。
支援内容・条件	一定の輸出実績と販路を有する県内生産者および県内輸出事業者の、包括的販促活動、県産品ブランド構築への取り組みにかかる経費について、2/3 以内を上限の範囲内で補助する。
補助率	2/3 以内
補助上限額	500 万円
補助対象経費	① 商談等に係る渡航費及びバイヤー等招聘費 ② 出展費、広告宣伝費等、人件費等 ③ 商品開発・改良費等 ④ その他知事が必要と認める経費 ※支援内容等の詳細については、公募を開始する際に別途公開する。 ※交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。
申請書提出期限	本支援メニューは <u>公募による採択制</u> とする。公募開始日については、知事が定める日とする。公募は予算の範囲内とし、応募がない場合は、追加公募を行う。
報告書提出期限	事業完了日から起算して、 <u>30日以内(土日・祝日含む)または2月16日のいずれか早い日</u> に必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。
注 意 事 項	申請を行う際はあらかじめ公社まで電話またはメールにて事前相談を行うこと。 ※申請方法等の詳細については、沖縄県産業振興公社 HP をご参照ください。 https://okinawa-ric.jp/service/post-32-1.html
問い合わせ先	(公財) 沖縄県産業振興公社 担当者：登川・陳・渡嘉敷・中本・屋嘉 TEL：098-859-6238 FAX：098-859-6233 ※対応時間（平日 9:00～17:00） 〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1 （沖縄産業支援センター 4F） E-mail：okinawahub@okinawa-ric.or.jp



沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金への申請にあたり、よくある質問と回答をご参照ください。

全 般

Q：申請できる回数を知りたい。また、複数の支援を同時に申請できるか？

A：申請回数の制限は設けていません。ただし、海外販路拡大支援は 1 社あたり年 3 回まで、その他 B・C 地域は年 1 回までです。

また、複数の支援を同時に申請可能です。

海外販路拡大支援

Q：商談、展示会等の開催地が海外であれば、出展にかかるすべての経費を補助対象として申請できるか？

A：補助対象は、必ずしもすべての経費が対象となるのではなく、渡航費、出展費、広告宣伝費、人件費等の経費が対象となります。

Q：沖縄から展開地域への直行便がなく、第三国を経由する場合は補助対象となるか？

A：経由便を利用する場合でも補助対象となります。ただし、単価の適用は用務がある国・地域となります。

Q：長期イベント参加のため現地での滞在期間が 7 日間を超えるが、申請できるか？

A：申請は可能です。ただし、宿泊費の補助対象となるのは、補助金申請に係る商談や見本市等に参加し活動を行った日となり、7 泊が上限となります。

Q：展示会・商談会で配布するチラシやパンフレットの制作で注意することは？

A：補助対象となるのは、補助金申請に係る展示会等で使用する販促物等となります。

実績報告において、販促物等の使用実績を報告していただきますので、配布や設置の状況などの記録を残しておいてください。

海外流通事業者招聘支援

Q：被招聘者が沖縄県内での商談を終えて、別用務がある東京から帰国したいが、申請できるか？

A：申請は可能です。ただし、補助対象となるのは、「別表：航空運賃（往復分）」の各地域ごとの単価が上限となり、沖縄ー東京間は補助対象外になります。

商品改良支援

Q：商品のパッケージを海外市場向けに変更したいが、申請できるか？

A：申請は可能です。ただし、商品改良支援の対象となるのは、「自社既存商品（PB 商品を含む）」です。確認できない場合は補助対象外になります。

その他留意事項

◎申請にあたっては、事前に担当と相談の上書類を作成してください。

◎審査の過程で適切と認められない経費等については、補助対象外になります。

令和7年度 国際航空物流機能強化推進事業 (航空コンテナスペース利用促進事業)



- 沖縄県では、那覇空港の航空物流ネットワークの構築に向けて、沖縄から海外へ輸出する貨物量の増加を目的とした航空コンテナスペース利用促進事業を実施します。
- 本事業により、事業者が負担する輸出貨物に係る航空運賃について、県が航空会社（補助事業者）を通じた支援を実施します。

利用対象事業者

■ 貨物利用運送事業者、生産者、製造業者、商社等卸業者、流通業者

対象貨物

■ 航空輸送に適する農作物、畜産物、水産物、加工食品、化粧品、工芸品、航空機部品、精密機械等

輸出対象地域

■ 台湾、韓国、中国、香港 / マカオ、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシア、ベトナム、カンボジア

実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月5日（ただし、期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する）

利用条件等

■ 利用資格

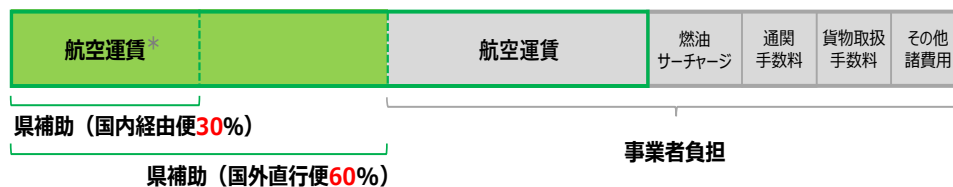
- ・ 沖縄県内に本店又は支店を有する輸出事業者等であること
- ・ 本事業が終了した場合でも、継続して沖縄からの航空輸送を計画する者であること
- ・ 流通コストを県や生産者等へ開示可能な者であること

■ 留意事項

- ・ 原則、支援対象となるコンテナスペースは、常温使用
- ・ 輸出貨物の搬入に当たっては、事前に、貨物利用運送事業者、航空会社と調整すること
- ・ 実際の航空運賃等の費用や航空便の運航、貨物輸送に関するお問い合わせは、貨物利用運送事業者又は航空会社にお問い合わせください。
- ・ 県が利用承認した貨物利用運送事業者は、県 HP をご確認ください。



（費用負担イメージ）



* 航空運賃や輸送方法等は、航空会社または貨物利用運送事業者（フォワーダー）へ確認してください。

（利用の流れ）



※ 事業者が「利用承認を受けた貨物利用運送事業者（フォワーダー）」を利用する場合は、輸出事業者の利用承認は不要



本事業・利用登録
の問い合わせ先

沖縄県商工労働部 グローバルマーケット戦略課 国際物流企画班

電話 098-866-2340

詳細はコチラから (沖縄県 HP)

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1011892/1011893/1011898.html>

沖縄県産業振興公社 海外事務所 連絡先

香港事務所

住 所：香港北角英皇道 663 號泓富產業千禧廣場 12 樓 1211 室
(Unit 1211, 12/F, Prosperity Millennia Plaza
663 King's Road, North Point, Hong Kong)
電 話：+852-2968-1006 FAX：+852-2968-1003
Eメール：okinawaopg@biznetvigator.com

台北事務所

住 所：104492 台灣台北市中山區松江路 148 號 4 樓 E 室
(Rm. E, 4F., No. 148, Songjiang Rd.,
Zhongshan Dist., Taipei City 104492,
Taiwan (R.O.C.))
電 話：+886-2-2521-0376 FAX：+886-2-2542-7075
Eメール：info@okinawa.org.tw

上海事務所

住 所：中国上海市黄浦区汉口路 398 号华盛大厦 1603 B 室
(1603B Huasheng Mansion 398
Hankou Road Huangpu Shanghai, P.R.China)
電 話：+86-21-6351-0231 FAX：+86-21-6350-7369
Eメール：okisyo@okinawa-sh.com.cn

北京事務所

住 所：中国北京市朝阳区东三环北路 3 号幸福大厦 B 座 1701 室
(Office Room 1701, Block B Lucky Tower,
No.3 Dongsanhuan Bei Lu, Chaoyang District,
Beijing, P.R.China, P.C.100027.)
電 話：+86-10-6466-8679 FAX：+86-10-6466-6693
Eメール：beioki1@okinawa-bj.com

シンガポール事務所

住 所：1 North Bridge Road #06-22
High Street Centre Singapore 179094
電 話：+65-6694-6408 FAX：+65-6694-5442
Eメール：admin@okinawa.org.sg

ソウル事務所

住 所：서울특별시 중구 무교로 21 더익스체인지 서울빌딩 6 층
오키나와현 서울사무소
(6F, The Exchange Seoul Building, 21 Mugyo-ro,
Jung-gu, Seoul, South Korea 04520)
電 話：+82-2-318-6330 ~ 1 FAX：+82-2-753-8751
Eメール：okinawa@okinawaseoul.com

福州駐在所

住 所：中国福州市鼓楼区华林路 97 号福建冲绳友好会馆 501 室
(Unit 501, 97 HuaLin Road, Gulou District,
Fuzhou, Fujian, P.R.China)
電 話・FAX：+86-591-8785-1134
Eメール：zhangxiaoyun@okinawa-fz.com.cn





 **(公財)沖縄県産業振興公社**
Okinawa Industry Promotion Public Corporation

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1 (沖縄産業支援センター 4F)

TEL : 098-859-6238 FAX : 098-859-6233

E-mail : okinawahub@okinawa-ric.or.jp